

経済財政運営と改革の基本方針 2014について

（平成 26 年 6 月 24 日）
閣 議 決 定

経済財政運営と改革の基本方針 2014について、別紙のとおり
決定する。

(別紙)

経済財政運営と改革の基本方針 2014

～デフレから好循環拡大へ～

平成 26 年 6 月 24 日

経済財政運営と改革の基本方針 2014

(目次)

第1章 アベノミクスのこれまでの成果と今後の日本経済の課題 —— 1

1. デフレ脱却・日本経済再生 1
2. 経済再生の進展に向けた基本的方向性 3
3. 「創造と可能性の地」としての東日本大震災からの復興 4
4. 日本の未来像に関わる制度・システムの改革 5

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題 —— 7

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮 7
 - (1) 女性の活躍、男女の働き方改革 7
 - (2) 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興 8
 - (3) 複線的なキャリア形成の実現など若者等の活躍促進 9
 - (4) 少子化対策 10
 - (5) 健康長寿を社会の活力に 10
2. イノベーションの促進等による民需主導の成長軌道への移行に向けた経済構造の改革 10
 - (1) イノベーション 10
 - (2) コーポレートガバナンス 11
 - (3) オープンな国づくり 12
 - (4) 資源・エネルギー 12
 - (5) 規制改革 13
3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生 14
 - (1) 「新しい東北」の創造 14
 - (2) 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催に向けた取組 14
 - (3) 観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化 15
 - (4) 農林水産業・地域の活力創造 18
 - (5) 中堅・中小企業、小規模事業者の躍進 18
4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保 19
 - (1) 戰略的外交の推進、安全保障・防衛等 19
 - (2) 国土強靭化（ナショナル・レジリエンス）、防災・減災等 20
 - (3) 暮らしの安全・安心（治安、消費者行政等） 20
 - (4) 地球環境への貢献 21

第3章 経済再生と財政健全化の好循環 ————— 22

1. 経済再生と財政健全化の両立に向けた基本的考え方 22
2. 主な歳出分野における重点化・効率化の考え方 23
 - (1) 社会保障改革 23
 - (2) 社会資本整備 26
 - (3) 地方行財政制度 29
3. 公的部門改革の推進 30
 - (1) 行政のIT化と業務改革、行政改革、公務員改革 30
 - (2) 財政の質の向上 31

第4章 平成27年度予算編成に向けた基本的考え方 ————— 33

1. 経済財政運営の考え方 33
 - (1) 経済の現状及び今後の動向と当面の経済財政運営の考え方 33
 - (2) 中長期的な経済財政の展望を踏まえた取組 33
2. 平成27年度予算編成の基本的考え方 34

規制所管府省が主体的・積極的に規制を見直すシステムを構築する。

また、平成 27 年度までの 2 年間を集中取組期間とし、国家戦略特区に関する取組を加速化する。

○ 3. 魅力ある地域づくり、農林水産業・中小企業等の再生

(1) 「新しい東北」の創造

「新しい東北」の将来像として、①元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な社会、②「高齢者標準」による活力ある超高齢社会、③持続可能なエネルギー社会（自律・分散型エネルギー社会）、④頑健で高い回復力を持った社会基盤（システム）の導入で先進する社会、⑤高い発信力を持った地域資源を活用する社会、の 5 つの社会の実現を目指す。

この「新しい東北」の創造に向けた新しい理念や目標像の提示により創出される地域社会や地域経済についての新たな需要も取り込み、域外から所得を得る「地域基幹産業」の成長と、暮らしと雇用を支える産業のバランスのとれた発展を目指す。このため、民間の活力をベースに、一般施策として行う地域活性化策や産業振興策も含め、復興庁のみならず政府全体の施策を活用して、自律的で持続可能な地域経済の再生を進め、「新しい東北」の創造と経済再生との好循環を図る⁴⁴。

こうした好循環の実現に当たっては、官民の幅広い関係者が連携する仕組みづくりが重要である。具体的には、「新しい東北」官民連携推進協議会の下、「新しい東北」先導モデル事業等による先進的な取組の加速化と、復興交付金（効果促進事業）等を活用した被災地での横展開のほか、企業等からの人材派遣を始めとする人材面の支援、起業や新規事業の立ち上げに向けたアドバイス等の支援、被災地における投資を促進する仕組みづくり等に総合的に取り組む。

(2) 2020 年オリンピック・パラリンピック東京大会等の開催に向けた取組

東京大会等は、参加国との人的・経済的・文化的な相互交流を図るとともに、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興、環境技術と科学技術イノベーションの発信等⁴⁵に資することを重視して取り組む。

東京大会等を契機として、スポーツを通じた街おこしやバリアフリー対応、大都市等の安全・安心対策を推進する。東京大会等に向けて、国内外へのオリンピックムーブメントの推進を通じた国際貢献や寄附の促進、障害者スポーツの推進、文化プログラムの実施に向けて全国の自治体等と連携した取組を行う。また、観光資源の掘り起こしや、日本ブランドを活かした海外発信等の取組を加速し、2020 年に向けて、訪日外国人旅

⁴⁴ 「東日本大震災被災地域の産業復興創造戦略」（平成 26 年 6 月 10 日、産業復興の推進に関するタスクフォース）

⁴⁵ 全国各地の自治体が参加する「ホストシティ・タウン構想」や、東京都との協定に基づく防災対策を着実に推進する。

行者数 2000 万人の高みを目指す⁴⁶。

そのためには、L C C（低成本航空会社）の地方空港乗り入れ等の大幅増加が必要であり、東京大会等が開催されることを見据えて、訪日外国人旅行者数の増加に対応できるよう、計画的に、地方空港・港湾を含めた税関・出入国管理・検疫（C I Q）及び東京大会等の安全確保のために不可欠な関連情報の収集分析について、必要な物的・人的体制の整備を進める。

2020 年までにアイヌ文化の復興等を促進するための「民族共生の象徴となる空間」の整備を進める。

関連する施設整備については、2020 年以降の活用方法等も考慮し、必要性、手法等を精査し、官民連携の都市再生、地域再生への横断的な取組と将来を展望した計画的な対応を推進する。

（3）観光・交流等による都市・地域再生、地方分権、集約・活性化 (地域活性化)

アベノミクスの効果を全国津々浦々まで波及させるとともに、地域の発意を活かし魅力ある地域づくりを進めることで、地域産業を活性化し、地域経済での好循環の実現を図る。このため、各省施策の連携による「地域活性化プラットフォーム」を進めるとともに、「地域の元気創造プラン」を強力に推進し、産・学・金・官の連携により、雇用吸収力の大きい企業の創出や、分散型エネルギーインフラ・プロジェクト⁴⁷の産業化を目指した全国展開、公共クラウド⁴⁸の本格運用による地域の魅力あるデータの発信等を行う。

地域の自立的な発展を強化していく上で、重要な役割を果たす地域金融機関について、地域に根差した企業の事業性に着目した融資や経営支援の能力向上を含め体質の強化を促すとともに、地域経済活性化支援機構等の機能を活用し、地域産業の再生や新陳代謝等を進め振興を図る。また、外部人材の知見を活用し U I J ターン⁴⁹を組み合わせた地域への人材還流を促す仕組みを拡充する⁵⁰。

過疎地域や、離島・奄美等、半島を含む条件不利地域⁵¹においては、近隣地域との調

⁴⁶ その他、東京大会等の開催等に伴う一時的な建設需要の増大に対応するため、建設分野の技能実習修了者がそれまでの間、建設業務に従事できる措置を講じる（「建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置」（平成 26 年 4 月 4 日、建設分野における外国人材の活用に係る緊急措置を検討する閣僚会議））。なお、建設業との間で人材の相互流動が大きい造船業についても、同様の緊急かつ時限的措置を講じる。無料公衆無線 LAN を始めとする訪日外国人の利用に対応した ICT 利用環境を整備する。

⁴⁷ 再生可能エネルギー等のガス発電と余熱を利用するシステムの導入等により、自立的で持続可能な災害に強い地域エネルギー・システムを構築するとともに、電力改革で開放される新たな市場を地域経済に組み込むもの。

⁴⁸ 地方自治体の情報システム基盤とクラウド技術を活用して、システムの統合化・集約化を図り、行政データを公開することを通じて、民間事業者を含む様々な主体が共同で利用できる情報インフラ。

⁴⁹ 大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称のこと。U ターンは出身地に戻る形態、J ターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態、I ターンは出身地以外の地方へ移住する形態を指す。

⁵⁰ 具体的には、地域活性化プラットフォームの推進体制の整備、「地域おこし協力隊」の拡充等を進める。

⁵¹ 条件不利地域は、国土の保全などについて重要な機能を果たしているとの指摘がある。

和ある発展にも留意しつつ、基幹集落を中心としたネットワーク化を推進⁵²し、必要な交通基盤の維持を含む日常生活機能の確保や地域産業の振興により定住環境を整備して、集落の活性化を図る。また、地域の資源や特性を活かした創意工夫ある取組を支援する。

地域経済において観光分野は成長可能性が高い分野であり、需要面と供給面の双方向から取組を進める⁵³。「休み方」の改革について検討を進め、有給休暇を活用した秋の連休の大型化等を促進する。本年6月に決定した「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」⁵⁴を着実に実施するとともに、「交通政策基本計画」⁵⁵を策定・推進する。広域的な高速交通ネットワーク⁵⁶の早期整備・活用を通じた内外の人流や物流の拡大を図る。

地域の課題解決や活性化の重要な担い手であるNPOやソーシャルビジネス等の育成などを通じて、活力あふれる共助社会づくりを推進するとともに、共助の活動を資金面から支えるよう、関係府省が連携して寄附文化の醸成を推進していく⁵⁷。

○ (都市再生等)

コンパクトシティ、スマートシティ等の形成に向けて、民間の資金やノウハウを活かし、都市機能の集約を含めた都市再生や地域公共交通網の再構築、中心市街地の活性化を推進するとともに、子育てしやすく高齢者の暮らしやすい住宅・まちづくり、無電柱化などの景観や防災に配慮したまちづくり⁵⁸や、開かずの踏切の解消等に向けた取組のほか、環境モデル都市等の持続可能な地域づくりを推進する。

東京等の大都市は、国際競争力のある創造拠点としての環境整備など、都市再生等を戦略的に推進する。

地域間の機能分担・連携等を推進する。定期借地権、不動産証券化等の手法を活用するとともに、木造密集市街地の改善整備等のため、公的不動産等を活用した連鎖的な市街地整備を進める。また、地価公示の充実、中古住宅・リフォーム市場の活性化等を図る。



(沖縄振興)

成長するアジアの玄関口に位置付けられるなど、沖縄の優位性と潜在力を活かし、日本のフロントランナーとして経済再生の牽引役となるよう、引き続き、国家戦略として、

⁵² 「小さな拠点」づくりや「集落ネットワーク圏」の形成等。

⁵³ 有給休暇取得促進や外国人旅行客拡大のための環境整備、広域観光の促進、観光産業の振興等。

⁵⁴ 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2014」(平成26年6月17日観光立国推進閣僚会議決定)

⁵⁵ 「交通政策基本法」(平成25年法律第92号)第15条に基づき策定される計画。

⁵⁶ 高規格幹線道路、整備新幹線、リニア中央新幹線等を含む。

⁵⁷ 東京大会等に向けた取組を含む。

⁵⁸ その他、都市の緑の空間の確保、都市農業の振興、廃業店舗の放置の解消等。